特別記事

年末調整に向けた 基礎控除の見直し等」 特定親族特別控除」

の準備実務

税理士法人AOIみらい 代表社員 税理士 **長坂**京

2025年度税制改正において特に注目されるのは、基礎控除の見直 し等および特定親族特別控除の創設です。これらは原則として2025 年分の所得税から適用され、ことし12月の年末調整から実務的な対 応が求められます。本改正により、実務は煩雑を極め、申告漏れや計 算ミス発生のリスクが高まっています。その影響と対策を解説します。

- 1 基礎控除および給与所得控除に関する改正
 - 2 「特定親族特別控除」の創設
 - 3 年末調整に向けた準備
 - 4 実務上の留意点

1

給与所得控除に関する改正基礎控除および

「160万円の壁」に「103万円の壁」が

ける、以下の課題への対応を目的

本改正は、現代の日本社会にお

としています。

き上げられます。 2025年度税制改正により、

を行なっていました。

けるために年収を抑える就業調整

「基礎控除の引上げは憲法で定

き上げることとなりました。 める生存権に基づくべき」などの り間を軽減するために、所得税の 負担を軽減するために、所得税の 負担を軽減するために、所得税の がる生存権に基づくべき」などの

きまれています。 を書の税負担を軽減する観点が を関係の水準等を勘案し、特に低所得 を関係のの配慮と税負担の を表し、特に低所得 を表し、特に低所得 を表し、特に低所得 を表し、特に低所得 を表し、特に低所得

物価上昇と賃金動向への対応=物価上昇に賃金上昇が追いつい物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状を踏まえ、可処分でする、消費を喚起する狙いがを支え、消費を喚起する狙いがを支え、消費を喚起する狙いがが意識されています。

■図表 1 基礎控除の改正(所得税)

労けてと今壁3個はいしの一万	合計所得金額 〈2025年参考値 給与収入相当額〉		改正後	
時間が 時間が 問題力で で、その ました。 パート		改正前	2025年・ 2026年分	2027年分 以後
間 トーク の 不足 の 不足 の 解 の の 足 の 解 の の れ の 就 の	132万円以下 〈200万3,999円以下〉		95万円 (37万円)	
ことで ことで ことで ことで ことで ことで ことで	132万円超336万円以下 〈200万3,999円超475万1,999円以下〉		88万円 (30万円)	
、者額との原 は、 の原 とされ 因 昨 の 上 の の の の の の の の り の り の り り の り の り	336万円超489万円以下 〈475万1,999円超665万5,556円以下〉	48万円	68万円 (10万円)	58万円
	489万円超655万円以下 〈665万5,556円超850万円以下〉		63万円 (5万円)	36/1/1
に、 2 一律 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	655万円超2,350万円以下 〈850万円超2,545万円以下〉	1	58万円 (0円)	
で 0 引 組み合	2,350万円超 2,400万円以下		48万円	

2,400万円超

2,450万円超

2,450万円以下

2,500万円以下

0万円)内は基礎控除の特例による上乗せ

32万円

16万円

一律引上げ
 基礎控除の
 います。

体の負担を軽減するための一律引基礎控除については、納税者全

■供給の促進 = いわゆる「10「年収の壁」問題への対応と労

した。例」が組み合わされて改正されま例」が組み合わされて改正されまする上乗せ措置「基礎控除の特上げと、特定の給与所得者層に対

一律引上げは、合計所得金額が2350万円以下の納税者を対象2350万円以下の納税者を対象に、基礎控除額が48万円から8万円を超える高所得金額が2350万円を超える高所得者について方円を超えると事務に基礎控除額が4500万円を超えると基礎控除の適用はなくを超えると基礎控除の適用はなくなります。

■図表2 給与所得控除の引上げ(所得税・住民税)

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%-10万円	65万円
180万円超190万円以下	その収入金額×30%+8万円	

注 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額は改正なし 出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」(源泉所得税関係)

■図表3 扶養親族等の所得要件の改正

- ESC NEWWOOD OFFICE		
扶養親族等の区分	所得要件 (※1) (収入が給与だけの場合の収入金額(※2))	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を 一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48万円超133万円以下 (103万円超201万5,999円以下)	58万円超133万円以下 (123万円超201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

※1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要 件をいう

※2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なる

出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」(源泉所得税関係)

除額 されます 応じて、 58 万円に引き上げられた基礎控 納税者の合計所得金額に (前三図表1)。 内の金額が上乗せ

なおこの上乗せは、 合計所得金

引上げ 給与所得控

に戻ることになります。

ました (図表2)。 55万円から65万円に引き上げられ

に軽減する効果があります。 与収入が低い層の税負担を直接的 となります。この変更は、 下の場合、控除額が一律65万円

額に改正はありません。 万円超の場合は、給与所得控除

扶養親族等の 所得要件の改正

基礎控除額が58万円に引き上げ

給与所得控除は、 最低保障額

給与等の収入金額が190 特に給 方円

に、本改正で「基礎控除の特例」 得者層の負担が軽減されるよう 控除の引上げ幅を抑えつつ、低所

年分以後は、 なっています。

該当する所得層

(合

つまり、

 $\frac{2}{0}$

計所得金額132万円超655万

円以下)の基礎控除額は、

58万円

そのため、高所得者層の基礎 税収への影響も大きくなりま 高所得者層の減税額が多くな

以下の場合は2年間の時限措置と

額132万円以下の場合は恒久的

な措置、132万円超655万円

が創設されました。

٤,

基礎控除を一律に引き上

一げる

なお、給与等の収入金額が19

い所得基準を正確に案内する必要 控除等を申告する際に、 とが期待されます。 企業においては、 従業員が扶養 この新し

創設 特定親族特別控除

上 0) (主に大学生)を持つ世帯 従来の 23歳未満 年12月31日現在の年齢が19歳以 「特定扶養控除」 0) 「特定扶養親族」 は、 の税負

とされていたため大学生世代がア 担を軽減するための制度です。 の給与収入上限額が103万円 2024年までは、 特定扶養親

から58万円以下に引き上げられま 件についても、 親族や配偶者等の合計所得金額要 いての各種控除の対象となる扶養 られたことに伴い、 所得税法にお

した。 万円の壁」に変わるといえます。 の「103万円の壁」 給与収入のみの場合、 現行の48万円以下 が これまで $\frac{1}{2}$

です。 後の所得要件は、 これらの所得要件の引上げは、 扶養親族等の区分ごとの改正前 図表3のとおり 世帯全

があります。 体の手取り収入増加に寄与するこ 企業の人手不足の緩和と、 被扶養者の就労可能範囲を広げ、

図表4 特定親族特別控除額

	TANK	
特定親族の合計所得金額	特定親族特	寺別控除額
(2025年参考値給与収入相当額※)	所得税	住民税
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円	
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円	45万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円	
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円	3万円

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なる 出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等に

生じます。

続きにおいてもさまざまな変更が

特定親族特別控除の

特定親族特別控除の適用を受け

手不足に影響していました。 額の63万円の控除を受けることが 別控除」が創設されました。 が控除を受けられる「特定親族特 給与収入188万円までは扶養者 たちで受けることができます。 〉扶養控除(特定扶養親族)と同 バイトの就業調整を行ない、 年収150万円までは、改正前 2025年度税制改正により、 控除は段階的に減少するか 年収150万円を超え 人 必要があります。 るためには、 対象となる納税者 親族に含まれる を有する居住者

以下の要件を満たす 「特定親 3 る人、 納税者の配偶者、

次の①~③に該当する

を委託された、いわゆる里子も でその年の12月31日現在の年齢 が19歳以上23歳未満であること (児童福祉法の規定により養育 居住者と生計を一にする親族

ること え188万円以下に相当)であ 中の収入金額が123万円を超 58万円を超え123万円以下 (給与収入のみの場合、 当該親族の合計所得金額 その年 が、

> 従者として給与の支払いを受け 白色事業専従者ではない

)申告手続き

を給与の支払者に提出する必要が 得者の特定親族特別控除申告書」 を受ける日の前日までに「給与所 員は、その年最後に給与の支払い 控除の適用を受けようとする従業 年末調整において特定親族特別

> じて段階的に設定されています その特定親族の合計所得金額に応

図表4)。

対象となる特定親族1人につき、

青色事業専

ます。特定親族特別控除の額は、 して控除額63万円)の対象となり 従来の扶養控除 族特別控除」の対象にはならず、 万円以下の場合は、 なお、 親族の合計所得金額が58 (特定扶養親族と この

年末調整に向けた準備

5年12月以後の源泉徴収事務の手 について適用されます。 され、2025年分以後の所得税 として2025年12月1日に施行 特定親族特別控除の創設は、 礎控除・給与所得控除の見直し、 そのため、 2025年度税制改正による基 年末調整など202 原則

対応するための準備を進めておき 際の年末調整等の事務が始まる前 企業の人事・経理担当者は、 以下の点に留意し、 計画的に 実

以下

(給与収入のみなら123万

下)に改正されたため、

ましょう。

容の確認 申告書の受理と改正された内

(1)

切な運用が求められます。 書について、変更点を踏まえた適 年末調整の起点となる各種申告

(養親族等の所得要件が58万円 扶養控除等 (異動) 申告書

親族が、 まで扶養控除等の対象外であった があります。 新たに対象となる可能性

要な旨を説明しましょう。 者の扶養控除等(異動) 場合には、「令和7年分給与所得 正を周知し、 の記載内容を修正し、再提出が必 従業員には、 該当する親族がいる この所得要件 申告書」 0) 改

業担当者から従業員に補足説明が 関しては、様式に変更はありませ 正前の情報の場合があるため、企 んが、様式裏面の注意事項等が改 の扶養控除等(異動)申告書」に なお、「令和7年分給与所得者

うことができます。 なうときまでに提出があれば、そ で」となりますが、年末調整を行 給与の支払いを受ける日の前日ま の申告に基づいて年末調整を行な 「2025年12月1日以後最初に 申告書の提出 は、 原則として

るよう、事前の情報提供が重要に

なります。

(2) 特定親族特別控除申告書

者の特定親族特別控除申告書」 下の親族が対象)の適用を受ける 計所得金額58万円超123万円以 別控除」(19歳以上23歳未満で合 提出が必要となります。 新たに創設された「特定親族特 従業員から「給与所得

> ります。 まで」に提出してもらう必要があ 給与の支払いを受ける日の前日 この申告書は、「その年の最後

兼用様式として、国税庁のホーム ページに掲載されています。 の基礎控除申告書」「給与所得者 所得金額調整控除申告書」との 申告書の様式は、「給与所得者 配偶者控除等申告書」および

の説明を行ないましょう。 手と、従業員への配付、 企業担当者は、新しい様式の入 記載方法

基礎控除申告書

正しく理解して申告書に記載でき 特例」が適用されます。 計所得金額に応じて「基礎控除の 改正後の基礎控除額を従業員が 基礎控除額は、納税者本人の合

が求められます。 に矛盾がないか、 計所得金額の見積額と基礎控除額 企業担当者には、 丁寧な確認作業 記載され た合

配偶者控除等申告書

控除額または配偶者特別控除額を 改正後の給与所得控除額 配偶者に給与所得がある場合、 を適用して合計所得金額を それに基づいて、 (最低65 配偶者

> ます。 (2) 控除額の誤計算を防ぐチェッ

> > 基準

(合計所得58万円以下、

85 万

労学生等の所得要件が、

改正後

正しく記載してもらう必要があり

ク項目 基礎控除の特例適用

1

しょう。 なしの所得層との区別に注意しま 所得層と、恒久的加算または加算 分の2年間限定の特例加算がある う。特に2025年・2026年 されているかをチェックしましょ づき、正しい区分で控除額が適用 納税者本人の合計所得金額 に基

特定親族特別控除の適 用

ないかに注意しましょう。 123万円以下か)を混同 得金額が8万円以下か、8万円超 族)との適用関係(親族の合計所 ているか、扶養控除(特定扶養親 に応じた正しい控除額が適用され 対象となる親族の合計所得金額 してい

3 重複控除の排除

認しましょう。 除の申請が重複していないかを確 て、 同一の扶養親族や特定親族につ 扶養控除や特定親族特別控

意が必要です。 各種所得要件の確認

子について申告する場合などは注

特に夫婦共働きで、

それぞれが

扶養親族、 同一生計配偶者、 勤

> 円以下等)で正しく判定されてい (3) るかを確認しましょう。 年末調整ソフトウェアや給与

計算システムの準備

可欠です。 が複雑化するため、年末調整ソフ しても、適切なアップデート トウェアや給与計算システムに関 今回の改正により控除額の ·が不 計算

1 システム改修内容の確認

しているか、システムベンダーに 源泉徴収票様式などに正確に対応 詳細を確認します。 要件の変更、新しい申告書様式 別控除の計算ロジック、各種所得 む)、給与所得控除、 控除(特例加算、時限措置を含 兼用様式)の取込み、 利用システムが、改正後の基礎 特定親族特 改正後

アップデートのスケジュー

ユールを計画します。 ムベンダーに確認し、 アップデート提供時期をシステ 社内スケジ

ましょう。 検証を行ない、 ストデータ等を用いて計算結果の 務開始前に アップデート適用後は、 問 題点を解消しておき 本番の年末調整業 必ずテ

図表5 従業員への説明資料例

業員各位 「扶養親族等の所得要件」について

2025年度税制改正で、基礎控除・給与所得控除の見直しに伴 い、扶養控除の対象となる親族の所得要件が緩和されました。

大養親族寺の所侍要件は	は以下のように改正	されています。
扶養親族等の区分	所得要作 (収入が給与だけの場	牛 (※1) 合の収入金額(※2))
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一に する子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超201万 5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

- ※1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得 金額等の合計額) の要件をいう
- ※2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なる

新たに扶養親族等に該当する人が生じる可能性があります。 適宜、確認のうえ、人事・経理部までご連絡お願いします。ご 不明点があれば、人事・経理部までお問い合わせください。 以上、よろしくお願いいたします。

得控除後の給与等の金額の表_ 「年末調整等のための給与所

年末調整計算時には、

改正後の

3

場合、既存の源泉徴収簿では対応 れずに確認しましょう。 の最新の表を参照しているか、忘 掲載予定ですので、システムがこ 8月末頃に国税庁ホームページに する必要があります。 除後の給与等の金額の表」を使用 年末調整等のための給与所得控 特定親族特別控除の適用がある 源泉徴収簿の記載対応 2025年

していないため、 システム上の管

> します。 合の記載方法を事前に確認・ 計算方法、 または手計算の場

従業員への改正内容の 知および情報提供

ためには、 体制づくりが不可欠です。 な情報提供と、疑問に対応できる 制 従業員への改正内容の周 度改正にスムーズに対応する 従業員への事前の丁寧 知

説明資料を作成し、 以下の情報をそれぞれまとめた 掲示板、 メール等で全従 社内イントラ

ネット、

(2) 従業員への情報提供

高くなります。 整実務がスムーズに進む可能性 理解が進み、 窓口を設置することで、従業員 従業員向け説明会の実施や相 企業担当者の年末調 が 0 談

1 説明会の開催

細かい変更点が多い

・ため、

全従

することも有効です。 ど)に向けた説明会を企画 者がパートタイムで働く従業員な 業員または対象となりうる従業員 (例:子育て中の従業員、 実施 配偶

受けることで、 も繋がります。 質疑応答の時間を設けて質問 個別の疑問解消 を

業員に周知します。 基礎控除

引上げ む)・給与所得控除の変更の内 改正による「年収の壁」 (基礎控除の特例を含 0)

こと (図表5 扶養親族等の所得要件が 123万円以下」に変更された 所得金額55万円以下/給与収入 「合計

除額・申告方法 容・対象となる親族の要件・ 「特定親族特別控除」 の制 度内 控

社会保険の「年収の壁」 メリット・デメリット 就業調整を行なう場合の との関

知・共有 社内スケジュールの決定と周

員に周知し、内容の共有を図 め社内スケジュールを定め、 直前に慌てないよう、 あらかじ 従業 [りま

情報収集・準備期

2025年7月~9月

国税庁ホームページ等で改正に 関する最新情報を確認し、 方針を固めます。 対応

)給与計算システムのベンダーと 確認・実施します なスケジュール、 連携し、 システム改修の具体的 テスト計 証しを

相談窓口の設置

スが想定されます。 なるか否かなど、判断に迷うケー に対応できる体制を整えます。 特に、基礎控除の特例の所得区 従業員からの個別具体的な質問 特定親族特別控除の対象に

意点等の共有 申告書の記載例・ 記載時の注

3

載例を複数パターン用意すると理 れや誤りを防ぎます。 点をわかりやすく指示し、 新しい申告書の記載箇所や注意 具体的な記 記入漏

(次於一図表6)。

内

従業員向け説明資料

影響額の試算例、

F (改正·

AQな

図	表6	年末調整等の社内スケジュール(例)
	7 ~ 9 月	●国税庁ホームページ等で改正に関する最新情報を確認、対応方針を固める ●給与計算システムのベンダーと連携し、システム改修の具体的なスケジュール、テスト計画を確認・実施 ●従業員向け説明資料(改正内容、影響額の試算例、FAQなど)の作成、レビュー ●人事・経理担当者向けの社内研修を企画・実施 ●改正内容の理解と実務手順の標準化を図る など
2025年	10 ~ 11 月	 ●従業員に対し、説明会開催や資料配付等により、改正内容と年末調整の変更点を周知徹底する ●新しい様式を含む各種申告書を配付し、記載要領について説明を行なう ●問合せ窓口を設置し、個別具体的な質問に迅速かつ的確に対応する ●申告書の回収を開始。記載内容をチェックし不備や疑問点があれば、速やかに従業員に確認・修正を依頼する
	12 月	 ●回収・チェック済みの申告書に基づき、改正後の控除額を適用して年末調整計算をシステムまたは手作業で実施 ●計算結果(特に基礎控除の特例計算、特定親族特別控除の適用結果など)の検証作業を十分に行ない、正確性を期す ●従業員に対する計算結果の通知(源泉徴収票の発行・交付)の準備を進める
2 0 2 6 年	1 ~ 2 月	●税務署および市区町村へ法定調書を提出●2025年分の年末調整実務を総括し、問題点、改善点を洗い出し、2026年度以降の業務改善に繋げる●2026年分からの月次源泉徴収事務への対応(改正後の源泉徴収税額表への切替え等)を確認

)人事・経理担当者向けの社内研

ど)の作成、レビュー、

承認プ

ロセスを進めます。

理解と実務手順の標準化を図り

修を企画・実施し、改正内容の

問合せ窓口を設置し、 らの個別具体的な質問に迅速か 従業員、

問点があれば、速やかに従業員 れたものから順次、記載内容の に確認・修正を依頼します。 チェックを進めます。不備や疑

2025年12月 (年末調整計算・精算期)

)新しい様式を含む各種申告書を

配付し、

記載要領について丁寧

回収・チェック済みの申告書に

に説明します。 な説明を行ないます。 特に新設の兼用様式は重点的

申告書の回収を開始し、提出さ つ的確に対応します。

2025年10月~11月

)従業員に対し、説明会の開催や

資料配付等により、改正内容と

年末調整の変更点を周知徹底し

【従業員への周知・申告書回収期

準備を進めます。 従業員に対する計算結果の通知

基づき、改正後の控除額を適用 たは手作業で実施します。 して年末調整計算をシステムま

控除の適用結果など)の検証作 業を十分に行ない、正確性を期 についての計算、特定親族特別 計算結果(特に基礎控除の特例 します。

(源泉徴収票の発行・交付)の

2026年1月~2月頃 【法定調書提出・総括期

●税務署および市区町村へ法定調 |2025年分の年末調整実務を 書を提出します。 総括し、2026年度以降の業

務改善に繋げます。

| 2026年分からの月次源泉徴 認します。 徴収税額表への切替え等)を確 収事務への対応(改正後の源泉

実務上の留意点

控除額判定に関する

用する際は、 計所得金額_ ていますが、 〇万円相当」 わかりやすさのため「給与収入〇 得金額」です。国税庁の資料では 特例加算の判定基準は「合計所 などの目安が示され に基づいて判断する 従業員の正確な「合 年末調整で実際に適

相当額」の正確な把握 「合計所得金額」と「給与収入 「基礎控除の特例」における (2) 視する必要があります。

(1)

必要があります。

具体的な計算方法や、Q&Aを注 くなるケースも想定されます。 に大きな変動があった従業員の場 を求めるとともに、国税庁が示す 合、合計所得金額の見積りが難し がある場合や、年の途中で給与額 副業など、給与所得以外に所得 企業としては、正確な情報提供

定措置」の周知 基礎控除の特例の「2年間限

55万円以下の層に対する特例加 合計所得金額が132万円超6

2年間限定の措置です。
算は、2025年と2026年の

影響が出ます。 2027年以降は、これらの加2027年以降は、これらの加

う、管理しておきましょう。 27年からの変更を失念しないよ 20年 の設定等においても、20年 の 20年 の 20年

③ 「特定親族特別控除」の適用

ē Ē

定されます。 万円以下」という特定の範囲に限合計所得金額が「58万円超123合計所得金額が「58万円超123

も受けられません。
23万円を超えればどちらの控除控除(特定扶養控除)となり、1

では でいます。 でと、 でいますいポイントがいく など、 誤りやすいポイントがいく でとが、 での手だもがいる場合の個々の判定 でいます。

また、2人以上の納税者が同一があります。 企業としては、従業員に対して

意喚起が必要です。
ことはできないため、その点も注たは扶養控除)を重複して受けるの親族を対象としてこの控除(ま

(4) 扶養親族等の所得要件変更に

めて促しましょう。 があれば速やかに申し出るよう改 沢を再度確認し、扶養状況に変更

従業員への説明と

(1) 所得税と住民税の控除額・制

ます。 得税の控除額と異なる場合があり基づいて別途定められるため、所生民税の控除額は、地方税法に

たとえば、現行の制度において

2 翌年の住民税額への影響に関要があります。 の地方税関連の情報を確認する必されるかについては、改めて今後ります。

する説明(翌年の住民税額への影響に関

りません。 の住民税額に直結するわけではあ の住民税額に直結するわけではあ が得税の年末調整で税額が大き

知・徴収開始となります。住民税は2026年6月頃に通計算されるため、2025年分の計算されるため、2025年分の

従業員が所得税の減税効果を過たに期待し、翌年の住民税額との大に期待し、翌年の住民税では制度事前に「所得税と住民税では制度を計算時期が異なる」ことを説明しておくことが、問合せ削減の観しておくことが、問合せ削減の減税効果を過

のための社内体制強化申告漏れや計算ミス防止

企業側のサポート 企業員自身の自己申告責任と

日本の所得税についての申告

め、従業員が正確に理解し申告すめ、従業員が正確に理解し申告すいます。の自己申告がは納税者(従業員)の自己申告がは、扶養控除等を含め、基本的には、扶養控除等を含め、基本的に

400万円以下の場合)と差があ

対し住民税は43万円

(合計所得2

基礎控除額は所得税48万円に

サポートする体制を整えることが高ことは容易ではありません。
を業側としては、わかりやすい情報提供、相談窓口の設置、申告情報提供、相談窓口の設置、申告する業別をはありません。

複数人によるチェック体制 年末調整担当者の知識習得と

求められます。

準備しておく必要があります。業員からの質問に答えられるよう先に改正内容を正確に理解し、従

の学習が不可欠です。への参加や、専門誌・解説書等でへの参加や、専門誌・解説書等で

を構築することが望まれます。防ぐため、1人の担当者に任せきりにせず、複数人で申告書の内容的にせず、複数人で申告書の内容がは、1人の担当者に任せきまた、計算ミスや解釈の誤りを

テム機能の最大限利用チェックリストの活用とシス

「申告前確認リスト」(次で図表自己チェックできるような簡易な(従業員が申告書を提出する前に)

図表7 申告前確認リスト(例)

カテゴリ	チェック項目	
自身の	自身のことし1年間の給与収入、および給与以外の所得(副業など)を含めた「合計所得金額の見積額」を計算したか	
基礎控除申告	上記の「合計所得金額の見積額」に基づき、自身の「基礎控除額」がいくらになるかを確認し たか	
配偶者控除の	配偶者のことし1年間の「合計所得金額の見積額」を確認したか	
申告	配偶者の収入がパート・アルバイト等の給与のみの場合、改正後の給与所得控除(最低65万円)で計算されていることを確認したか	
扶養控除の	扶養している親族について、改正後の所得要件(合計所得金額58万円以下、給与収入のみなら 123万円以下)で、扶養に該当するかを確認したか ^{※1}	
申告	扶養親族(特に特定親族特別控除の対象者)について、自身の配偶者など、他の親族が扶養として申告していないか *2	
	年齢が19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点)の扶養親族がいるか	
特定親族特別 控除の申告	特定親族特別控除の対象になり得る親族がいる場合、その親族の「合計所得金額の見積額」を 確認したか	
正例の千日	特定親族特別控除の対象になり得る親族がいる場合、所得金額に応じて「扶養控除」「特定親族 特別控除」のどちらに該当するかを正しく判断したか	
その他	生命保険料や地震保険料などの控除証明書はすべて揃っているか	

※1 これまで扶養に含めていなかった親族が、今回の改正で対象になる可能性があります ※2 同一の親族について扶養 控除を受けられるのは1人だけです

■図表8 担当者用チェックリスト(例)

カテゴリ	チェック項目	
	必要な申告書がすべて提出されているか(扶養控除等申告書、基礎控除申告書など)	
提出書類の 基本情報	従業員本人の氏名・住所・マイナンバーが正しく記載されているか ^{※1}	
坐作用权	保険料控除証明書など、必要な添付書類が揃っているか	
	従業員本人の「合計所得金額の見積額」が記載されているか	
基礎控除	記載された「基礎控除額」が、合計所得金額の区分に応じて正しく選択されているか ^{※2}	
	合計所得金額2,500万円超の場合、控除額が0円となっているか	
	配偶者の氏名・マイナンバー・合計所得金額の見積額が記載されているか**	
配偶者控除等	配偶者の所得が給与所得の場合、改正後の給与所得控除(最低65万円)を適用して合計所得金額が算出されているか	
	算出された控除額が、従業員本人と配偶者の所得金額の組合せに対して正しいか	
	各扶養親族の合計所得金額の見積額が記載されているか	
扶養控除	各扶養親族の合計所得金額が、改正後の所得要件(58万円以下)を満たしているか	
	年齢等に応じた控除区分(一般、特定、老人など)が正しいか	
	親族の年齢が19歳以上23歳未満であるか	
特定親族特別	親族の合計所得金額が「58万円超123万円以下」の範囲内であるか	
控除	記載された「特定親族特別控除額」が、対象親族の所得金額の区分に応じて正しく選択されているか ^{※3}	
	他の親族が同一人物を扶養として申告していないか(重複控除の有無)を確認したか	
最終確認	年末調整システムを利用する際、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金 額の表」が正しく反映されているか	
	特定親族特別控除の適用がある場合、源泉徴収簿や源泉徴収票の様式・記載方法が改正後のも のに対応しているか	
	基礎控除の特例について、2025・2026年分限定の措置であることをシステム上または手計算でを	

※1 すでにマイナンバーを把握済みの場合には記載不要 ※2 95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、またはそれ以下 の逓減額 ※3 63万円~3万円の段階的な控除額

用チェックリスト」の運用も有効 認すべき項目をまとめた「担当者 申告書受理時に確 最大限に活用し、 アラート機能があれば、 されているエラーチェック機能や の矛盾点を早期に発見できるよう 入力ミスや内容

です

(図表8)。

年末調整システムに搭載

にします。

7

0)

配付や、

それらを 理部門には、 えるものであり、 の給与所得者の税負担に影響を与 2025年度税制改正は、 正確かつ迅速な実務

企業の人事・経

の一助となれば幸いです。 進めることが肝要です。

0

多く

確認し、

年末調整に向けて準備を

本稿がそ

ら今後発出される最新情報を常に 処理が求められます。 国税庁等か

小さな疑問や不安、日々の細かい経理作業についてまで、「穏やかで親しみのある相談相手」を目指す。 ながさか
けい

●業務改善のコンサルティングや事業の立上げから、初めて経理・税務を担当する人の